

## (指定洞道等の届出)

第67条の2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入りするずい道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長に届け出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

※ 改正経過：追加〔昭和61年条例第3号〕

## 【趣旨】

本条は、指定洞道（とうどう）等について、消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対してその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期するために定めたものである。

洞道内は、地下の密閉空間であるため、当該場所で火災が発生した際には、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限された空間内で消防活動を行わなければならない。活動が極めて困難だけでなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、溝内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に至るまでは延焼拡大していく可能性を有している。このため、本条を規定している。

## 【解説】

- 1 昭和59年11月、東京都世田谷区において、通信ケーブルの洞道火災が発生し、8万9千余りの電話が不通になるなど大きな社会問題に発展した。このため、昭和60年に火災予防条例準則を改正（昭和60年9月10日付け消防予第100号通知）し、消火活動上の観点から、洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、あらかじめ消防長に届け出ることとされた。札幌市においても、消防機関がこれらの洞道等の概要を事前に把握する必要性を勘案し、昭和61年の条例改正により、消防長が指定した洞道等に通信ケーブル等を敷設する者に対し、消防長に洞道等の出入口、換気口の位置、ケーブルの難燃措置、工事の安全管理対策等を届け出ること新たに義務付けている。
- 2 「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道（ずいどう）をいうものであり、人の出入りすることのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。
- 3 「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第2条第5項に規定する「2以上の公益事業者の公益物件を收容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいう。
- 4 第1項に定める通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当する。
- 5 届出の対象となる洞道等については、昭和61年札幌市消防局告示第26号（札幌市火災予防条例第67条の2第1項の規定に基づき消防長が指定する洞道等）により、以下のとおりとしている。

札幌市火災予防条例第67条の2第1項の規定に基づき消防長が指定する洞道等（昭和61年札幌市消防局告示第26号）

札幌市火災予防条例第67条の2第1項の規定に基づき消防長が指定する洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（以下「地下の工作物」という。）は、通信ケーブル等の敷設、改修又は維持管理のため、通常、人が出入りすることのできるもので、次に掲げるものとする。

- 1 洞道及び地下の工作物（2に掲げるものを除く。）で、その長さ（洞道と地下の工作物が接続するものにあつては、その長さの合計をいう。）が50メートル以上のもの
- 2 共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第5項に規定する共同溝をいう。以下同じ。）、共同溝に接続する洞道及び地下の工作物並びに共同溝に類する地下の工作物

6 ここで、消防長が指定する洞道として、長さを50メートル以上のものとしているが、これは、本条制定当時の消防隊の装備品及び消防機械器具として、①空気呼吸器の重作業時間、②命綱に係るロープ操作、③投光器の照射距離、④放水活動の観点から、50メートル程度が限界であるとのことから、消防活動上の安全性を考慮して当該長さにしたものである。

7 札幌市における指定洞道等は、昭和61年の制定当時には19か所であったが、令和4年2月1日現在、41か所となっている。なお、札幌市では、指定洞道等に対し、札幌市消防局警防規程に基づき、「特定施設警防計画」として計画を作成し、火災等の災害があつた際に効率的な警防活動ができるような体制を確保している。

8 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りる。

9 第1項各号に定める届出事項は、以下のとおりである。

（1）指定洞道等の経路図

第1号の届出事項は、洞道等の平面的な経路を把握するとともに、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における消防隊の進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものである。これは、届出に係る洞道等が社会的に極めて重要な役割を担っていることから、その情報の取扱いについて特に慎重を期する必要があるための措置である。

（2）指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

第2号の届出を要する主要な物件としては、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しない。これは、前号と同じ趣旨によるものである。

（3）指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

第3号の届出事項は、関係者による指定洞道等の内部における安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるように規定されたものである。また、安全管理対策については、次に掲げる事項が明らかにされていることが必要である。

ア 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関すること。なお、通信ケーブル等の難燃措置に関して、後述の難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨を記載させること。

イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関すること。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関すること。

エ 職員の教育及び訓練に関すること。

10 洞道、共同溝などに通信ケーブル等を敷設するときは、規則様式19の3の「指定洞道等設置（変更）届出書」に必要事項を記載し、前述の解説を参考にしながら①位置図、②洞道等の経路図、③

## 【第67条の2（指定洞道等の届出）】

設置されている物件の概要書、④火災に対する安全管理対策書を添付し、札幌市消防局警防部消防救助課あて提出する。

- 11 第2項の「重要な変更」とは、指定洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更などが想定される。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても、同様に変更の届出を要するものである。
- 12 自治省消防庁では、洞道等に敷設される通信ケーブル及び電力ケーブルについては、その火災に対する安全対策の推進について、昭和60年4月10日付けで日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社（NTT））からの照会に対し、昭和60年4月17日付けで電気事業連合会からの照会に対し、それぞれ回答しているところであり、照会に係る通信ケーブル及び電力ケーブルの被覆材及びケーブルは、次の難燃特性を有するものが適当であるとされている。

### （1）難燃性

難燃性については、米国電気電子学会（Institute of Electrical and Electronics Engineers 略称 IEEE）の規格383に適合するもの

### （2）発煙濃度

発煙濃度については、米国基準局（National Bureau of Standard 略称 NBS）の発煙濃度試験法（American Society for Testing and Material's 略称 ASTM の規格 E 6 6 2）により測定された濃度が400以下のもの

### （3）ハロゲン化水素発生量

ハロゲン化水素発生量については、ハロゲン化水素（フッ化水素を除く。）発生量が 350mg/g 以下で、かつ、フッ化水素発生量が 200mg/g 以下のもの

## 【参考】東京都世田谷区・洞道火災の概要

### 1 概要

昭和59年11月16日11時30分頃、東京都世田谷区の日本電信電話公社が所有する通信ケーブルの敷設地下洞道内で、工事作業員が鉛管を溶解するために使用するトーチランプの消し忘れの火がケーブル保護のためのシートに着火し、ケーブルに延焼したものである。この火災による死傷者は発生しなかったが、激しい煙と熱で消火活動が難航し、消火までに5時間を要した。また、この火災により、電話や銀行のオンラインが5日～9日間もの間使用不能となった。

### 2 問題点及び教訓

洞道の構造、洞道内における可燃性ケーブルの敷設状況を勘案すると、このような洞道内で火災が発生した場合は、消火活動が困難となるほか、ケーブルが焼損して電話回線が不通となるため、多数の電話が使用不能に陥り、社会的に重大な影響を及ぼすことは予見されていた。よって、日本電信電話公社では、洞道内でトーチランプを使用するときの注意事項に係るマニュアルを作成しており、現場においても作業時には指差し呼称が励行されていた。しかし、今回の火災では、それらに対する注意がおろそかになっていたものである。

この火災では、次の点が問題として挙げられた。

- （1）世田谷局前洞道内が被災し、約9万にも及ぶ回線の全てが故障し、かつ、その状態が長く続いたこと。
- （2）洞道内のケーブルが延焼し、消火に長時間を要したこと。
- （3）銀行のオンライン回路等の専用回路が被災し、回復まで時間を要したこと。

### 3 本火災を踏まえた対策

消防庁では、本火災を踏まえ、昭和60年に火災予防条例準則の一部を改正し、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長（消防署長）が指定する洞道

**【第67条の2（指定洞道等の届出）】**

等について、必要な事項を届出させる旨の規定を追加するとともに、改正条例案は、努めて速やかに議会に提出する旨の通知を全国の各市町村に発出した。札幌市では、本内容を踏まえ、昭和61年に条例を改正し、本条を新たに設けている。